

○太田市介護用紙おむつ給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の要介護高齢者等に紙おむつを給付することにより、要介護高齢者を介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図り、要介護高齢者の在宅生活の継続、高齢者福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業の実施)

第2条 この事業の実施主体は太田市とする。ただし、市長は適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人 太田市社会福祉協議会（以下「社協」という。）に委託してこの事業を実施するものとする。

(事業の内容)

第3条 この事業は、給付決定された対象者(以下「対象者」という。)に社協が対象者の担当民生児童委員から2ヶ月に一度(奇数月)、指定された紙おむつを居宅へ宅配することとする。

(給付の対象者)

第4条 この事業の対象者は、市内に住所を有し、在宅で介護を受けている65歳以上の高齢者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定（「以下「介護認定」という。）の判定に基づき、要介護4又は要介護5と判定された者で常時おむつを必要とする者。
- (2) 前年の所得が市民税非課税世帯に属する者であること。

(給付の申請)

第5条 前条の要件に該当し、紙おむつの給付を受けようとする者は、太田市介護用紙おむつ給付申請書（様式第1号）を民生児童委員に提出して、民生児童委員が市長に申請するものとする。

(給付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、対象者の要介護度の状況及び本人の同意をもとに課税調査を行い給付の可否を決定するものとする。

2 市長は、給付を決定したときは、「太田市介護用紙おむつ給付決定通知書」（様式第2号）を、非該当と決定したときは、「太田市介護用紙おむつ給付非該当通知書」（様式第3号）をそれぞれ申請者及び担当民生児童委員に通知するものとする。

(実施依頼)

第7条 市長は、給付決定したときは太田市介護用紙おむつ給付決定依頼書(様式第4号)により社協に給付を依頼し直近の奇数月から給付開始するものとする。

(実績報告)

第8条 社協は、事業の実施状況について、介護用紙おむつ給付実績報告書（様式第5号）に地区

別、種類別給付数の報告書を添付して偶数月の10日までに市長に報告しなければならない。

(給付の廃止)

第9条 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、サービスを廃止することができるものとする。

- (1) 病院等への入院・入所(長期間のショートステイ利用者も含む)及び死亡・転出したとき。
- (2) 介護認定の用介護4以下の判定を受けたとき又は要介護認定の有効期間を経過しても継続の更新申請をされていない場合。
- (3) 虚偽の申請その他不正の手段により給付の決定を受けたとき。

2 市長は、給付の廃止を決定したときは、申請者、担当民生児童委員及び社協に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

介護用紙おむつ給付申請書

(あて先)太田市長

年 月 日

申請種類	新規・中止・変更・再申請	
おむつ種類		
氏名		
住所	太田市	
生年月日	年 月 日	男・女
申請条件	市内に住所を有し、在宅で介護を受けている65歳以上の高齢者で、次の各号のいずれかに該当する者 (1) 要介護4又は5に判定された65歳以上の高齢者で、かつ、市民税が世帯非課税であること。 (2) ねたきり・老人性認知症状態にあり、おむつを必要とする高齢者であること。 (3) その他市長が必要と認めた場合は、対象者としてすることができる。	
申請理由 (簡潔に箇条書で記入してください。)	要介護度 非該当・要支援・要介護1・2・3・4・5	
担当民生委員	地区名	氏名

上記のとおり申請します。

様式第2号(第6条関係)

介護用紙おむつ給付実績報告書(月分)

(あて先)太田市長

地区名	フラット	パンツM	パンツL	テープM	テープL	パッド	地区合計
太田							
九合							
沢野							
菰川							
鳥之郷							
強戸							
休泊							
宝泉							
毛里田							
オムツ合計							

種類	単価	数量	金額
フラット			
パンツM			
パンツL			
テープM			
テープL			
パッド			
合計			

支払金額(税込み) _____ 円

様式第1号（第4条関係）

（平18規則26・全改）

様式第2号（第6条関係）